

令和7年度 第2回 新潟市障がい者施策審議会 会議録

【日 時】

令和8年3月27日（金曜）午後1時30分から午後3時30分まで

【場 所】

新潟テルサ3階 大会議室 新潟市中央区撞木185-18

【出席者】

<委 員>

栗川委員、中村委員、田部委員、高橋委員、石井委員、久根内委員、菊地委員、丸山委員、有川委員、渡辺委員、渡邊委員

計11名

（欠席委員：佐藤委員、中島委員、熊谷委員、馬場委員）

<事務局>

福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課職員

（関係課）

児童発達支援センター、こころの健康センター、保健所保健管理課、各区健康福祉課、特別支援教育課

【傍聴者】

1名

【目 次】

1. 開会	p 2
2. 福祉部長挨拶	p 3
3. 報告事項	
(1) 令和8年度障がい福祉関連予算について	p 4
(2) 第5次新潟市障がい者計画及び第8期新潟市障がい福祉計画・第4期新潟市障がい児福祉計画の進捗状況について	p 17
4. その他	p 26
5. 閉会	p 26

1. 開会

(事務局：障がい福祉課 長澤課長補佐)

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

ただいまから、令和7年度第2回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。本日はお忙しい中審議会にご出席いただき、どうもありがとうございます。私は本日進行を務めさせていただきます、障がい福祉課課長補佐の長澤と申します。よろしく願いいたします。以降、着座にて進めさせていただきます。

本日の会議につきましては、議事録作成のため録音をご了承いただきますよう、お願いいたします。また、ご発言の際には職員がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。事前にお送りした資料としまして

- ・ 本日の次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 座席表

【資料1】 令和8年度障がい福祉関連予算について

【資料2】 第5次新潟市障がい者計画及び第8期新潟市障がい福祉計画・第4期新潟市障がい児福祉計画の策定について

【参考資料1】 第5次障害者基本計画概要

【参考資料2】 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要（案）

【参考資料3-1】 令和5年度アンケート調査票障がい者向け

【参考資料3-2】 令和5年度アンケート調査票障がい児向け

以上9点を配布させていただいておりますが、お手元にごございますでしょうか。

それでは、次に、本日の委員の出席状況でございますが、佐藤委員、熊谷委員、馬場委員、中島委員から事前に欠席のご連絡を頂いております。委員15名のうち11名の委員が出席されており、過半数を超えておりますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

2. 福祉部長挨拶

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、上所福祉部長よりごあいさつ申し上げます

(上所福祉部長)

皆様、こんにちは。新潟市福祉部の上所と申します。本日は年度末の大変お忙しい中、本審議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。また皆様におかれましては、日ごろより本市の障がい福祉施策にさまざまな機会でご支援・ご協力をいただき、感謝申し上げます。

本審議会は、本日が今年度最後の審議会となりますが、令和5年度からお務めいただいた3年間の委員任期も、今回で満了となります。委員の皆様からは、さまざまな視点で多くの貴重なご意見を頂き、現行の第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定にご尽力いただきましたこと、あらためまして感謝申し上げます。今後もさまざまな場面を通じて、本市の障がい福祉施策にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日は令和8年度の主な障がい福祉関連の予算につきましてご報告をさせていただきますとともに、来年度予定しております各計画の策定についてご説明をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、本日も忌憚のないご意見を頂戴したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

3. 報告事項

(1) 令和8年度障がい福祉関連予算について

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

それでは続きまして、これより報告事項に移らせていただきます。進行につきましては、有川会長、よろしくお願いいたします。

(有川会長)

はい。それでは私のほうで進めさせていただきます。皆さん、こんにちは。ようやく暖かくなってきたので、少し過ごしやすい季節をこれから迎えると思っておりますが、私、先週末より花粉症になりまして、今ちょっとだいぶ落ち着いてはきているんですけど、多少ちょっと声等がまた枯れていたりして、お聞き苦しい点があるかと思っておりますけれども、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。本日のおおむねの時間配分についてですけれども、報告事項の1、令和8年度障がい福祉関連予算について、事務局からの報告と質疑応答を含めて40分程度を予定します。次の2につきまして、第5次新潟市障がい者計画及び第8期新潟市障がい福祉計画・第4期新潟市障がい児福祉計画の策定について、こちらも事務局からの報告と質疑応答を含めて30分程度を予定しております。会場の使用時間を踏まえて、3時30分までには会議を終えたいと考えていますので、円滑な会の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、報告事項(1) 令和8年度障がい福祉関連予算について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 榎本課長)

では、報告(1)に入りたいと思います。障がい福祉課長の榎本です。本日もよろしくお願いいたします。

では、資料1でございます。これにつきましては、障がい福祉課をはじめ、庁内各所属で取り組む障がい福祉に関連する事業のうち、主な事業を記載しております。時間の都合もありますので、本日の説明につきましては、障がい福祉課と、本日出席してありますこころの健康センターおよび特別支援教育課から、主な事業ということで説明をさせていただきます。

では早速ですが、障がい福祉課の予算の主な事業についてということになります。資料の1ページ、点字資料は1ページをご覧ください。最初に、障がい福祉課の8年度予算の総額の話になります。上段が歳入ということで、市に入ってくる分のお金でございますが、令和8年度の当初予算につきましては、約195億1,800万ということで、右のほうに伸び率といいますか、書いてありますとおり、110.3%ということで、約10%の増となっています。その下が歳出、出ていくお金でございますが、そちらの8年度の当初予算は約296億900万ということで、こちらも前年度と比べますと、右端にありますとおり9.9%ということで、約10%の増となっています。こちらそれぞれ約1割の増につきましては、後ほどお話しいたしますが、いわゆる介護給付費という、障がい者が地域で生活するためのサービス、国で定めたものもありますし、市独自でやっているものもあります。

そちらにつきまして、それぞれ民間の方々からの事業で新たに立ち上げていただいて、サービスが増えたりですとか、中で定員を増やしていただいたりですとかということで、給付費というものになるのですが、増によるものが約1割増えているということになります。歳入のほうもそれに伴って、基本的には国の指定する事業につきましては、国が2分の1、県が4分の1負担をしていますので、その分が市に入ってくる歳入として増えているということになります。

全体の話は以上になりまして、では、個別の話にまいりたいと思います。資料をめぐっていただきまして6ページ、点字資料では13ページをご覧ください。順番にまいります。(1) 共生のまちづくり条例関連事業ということで、共生のまちづくり条例というのが、それがまず10年を迎えることになっております。条例を制定以降、市民の方へ周知啓発している取り組みを引き続きしていくということでございますが、主な取り組みとしていくつか申し上げますと、1つは小さいうちからそういう意識を持っていただきたいということで、市内の小中学校において障がい当事者、例えば視覚障がいの方と盲導犬と一緒に派遣したりですとか、手話の方に学校に行っていたりとかいうところで、障がい当事者のお話を聞きながら、そういう方が地域で普通に生活しているところのご理解を、小さいうちからしていただきたいというところでも取り組んでいるものであります。小学生とか小さいころから、そういう方が障がい問わず普通に一緒にいるのであれば、いるということもあるのですが、そこにあらためてそういう話もさせていただくことによって、そういう子どもたちが将来大きくなって社会に出ていくときに、小学校か中学校のときにそういうことを学んだねというような意識を、大人になって今からやってみようではなくて、小さいうちからそういう意識を持っていただきたいということで取り組んでいるものであります。

併せて、学生にということになりますと、大学ともいろいろ連携しておりまして、大学の講義を1コマ借りて、ワークショップや講義の中でいろいろ議論していただいたり、情報提供したりということで、そういう意識を大学生にも持っていただきたい。大学生だと、将来的な就職ももう近いこともありますから、もう1つのねらいですが、ぜひそういう福祉の分野への就職というのも選択肢の1つとして見ていただきたいというようなこともあって、大学とも連携しながら、そのような障がいを通した講義というのでも取り組んでいるところでございます。

そのほかに、最近が増えてきましたが、障がい者アートを活用した周知啓発ですとか、あとここに書いてあります「ともに Entrance」という名前ですが、共生社会づくりに関心を持っていただく企業の方々のグループも、そういう集まりをつくっていただいて活動しておりまして、それぞれ企業さんでは地域の貢献活動ということでいろいろ取り組みをしているところもあるので、その辺を取りまとめたり周知したりというような活動を通して、企業側からも一般地域の方々に周知をしていただきたいというところもありますし、そういう意識を持っていただく企業さんで、あとでお話しますが、障がい者の就労みたいなのところにもつなげていければというふうに考えて取り組んでいるものでもございます。

続きまして、資料をめぐっていただきまして7ページ、点字資料は16ページ上段になります。(2)として、介護給付等関連事業という名称でございまして、先ほどお話ししましたとおり、地域で障がい者の方が安心して生活をしていただくための障がい福祉サー

ビスを、民間の事業所を主として提供しているものでございます。全体的にも、今この表にありますとおり、7年度と8年度の比較で、事業所数ですとか見込み数を記載しておりますが、増えている状況でございます。とりわけ、その中でも事業所の方が立ち上げていただいているということで増えているものということであると、主にグループホームですとか、就労継続支援B型ですとか、児童発達支援ですとか、放課後等デイサービスなどは事業所数、定員数が増えている中なので、増加が見込まれているということでございます。今後も引き続き、必要な人がサービスを受けられるように、適切なサービスの供給を確保してまいります。

続きまして、その隣のページ、8ページです。点字資料では25ページの中段になります。(3)強度行動障がい者(児)支援職員育成事業という名称でございますが、強度行動障がい、自傷、他害ですとか、青年期に向けてが主に発出してくるような感覚はありますけれども、そういう方々を施設のほうで支援していくにあたって、やはり重度な支援が必要ということもあって、そういうスキルとかの部分、それぞれ支援の場で向上していく必要があるということですが、私が10年くらい前に西区で障がい福祉係長をやっていたときは、それが今、今回も委託しているのが、その知見がある太陽福祉会さんですけど、その施設に各施設の人が何日間か行って、体験をしてスキルを学んで、持ち帰ってもらって自分たちの施設で活かすみたいな取り組みを当時、私がいたときやっていたんですね。ですけど、なかなか当時そこまで、どの施設にもいるということもないので、せっかく施設に行って学んだときは学ぶのですが、戻ってすぐそれを活かせる場がないと、やっぱりなかなか経験が広がらないということもあった記憶があります。という中で、今現在はそれぞれ施設で、そういう方がいらっしゃる施設に、知見のある太陽福祉会さんのところでマネージャーさんみたいな形で委託をしております、その方がそれぞれその施設でいらっしゃる利用者に合わせた支援をアドバイスするというので、その施設でのその方に合った、それぞれの施設に合った支援をスキルアップするというような形で、今やっているものでございます。

めくっていただきまして、次が9ページでございます。点字資料は27ページの中段になります。(4)日常生活用具給付費ということで、さまざまな障がいに応じた生活を支援する用具をということで、提供しているものでございます。8年度当初に新たに品目が増えたり、給付の上限額が上がったりというのは今当初ではないですけども、いくつか議会のほうからもご意見を頂いております、検討しております。年度の途中から、われわれ可能であればその分拡充していきたいという思いもありまして、ただ予算が当然絡む話なので、財務当局とはちょっと協議がいたるのですが、その辺をちょっと丁寧に説明しながら、可能であれば準備が整ったものから、年度の途中でも品目の拡充ですとか、上限額、相場を見て、これではなかなか上限の額ではなかなか購入できないみたいなところは、実態調査もしながらなので、その分までは上限額を上げるとか、そんな動きを年度の途中でもぜひ財務当局とはさせていただきながら、可能であれば年度の途中から拡充できればなど思っております。なかなか実際のところそれが難しいとなると、次の年度にという形になるかもしれませんが、われわれとしてはできれば、そういう実態を踏まえて、できるだけ速やかに年度の途中でも可能であればと考えているものであります。

続きまして、その横のページでございますが10ページ、点字資料は29ページの中段に

なります。グループホームの運営費補助金というものです。グループホームにつきましては、国で規定されているサービスなので、当然サービスの代価となる給付費が出ているんですが、今、実態として地域移行、いわゆる施設で重度の支援が必要な方が入所しているところから、国としては施設でということではなくて、地域でできる限り本人に合った生活をとるという流れが地域移行ということですから、その受け入れ先として、本来であればそういう入所の施設が、本当に重度な支援が必要ということで、区分を取って待機されている方がいらっしゃる状況ではあるんですけども、なかなか今新しい施設が、そういう国の流れの中では、整備費の補助も含めてなかなかできないという中では、そういう地域移行の受け入れ先の1つとして、グループホームというのを考えております。

そういう中で、先ほど申しました国からの決まった給付だけではなくて、重度のそういう方を、支援が必要な方を受け入れていただくグループホームにつきまして、市の単独で上乗せで運営費としての補助をしているのが、この事業でございます。この補助金だけの効果だけではないかもしれませんが、実際こういうのを活用していただいて、細かい言い方ですが、日中活動支援型のグループホームと言いまして、通常グループホームですとか居住の場ですと、日中活動というのは別の場所で就労関係の訓練ですとか生活介護ですとかなるのですが、そうではないかなり重度の支援がいるような方を受け入れているグループホームにつきましては、日中活動支援型ということで、その配備もした上でなんですけど、日中もグループホームで滞在しながら生活をしていただくという形のグループホームがありまして、そちらにつきましても、急にたくさんではないですが、ここ何年かで着実に民間の方からも手を挙げていただいて、こちらの補助金なんかも活用していただきながら、少しずつでありますが増えています。

引き続き、先ほど言いましたように、重度の方、実は今新潟市ですと170人ほど入所施設の待機者がいらっしゃいます。当然区分も取っている重度の支援の方ですけども、その中でも施設の順番というのは、県で取りまとめているんですけど、点数をつけて順位を並んでいる中では、一番必要度と緊急度が高いみたいなランクで言いますと、そういう両方とも必要度と緊急度が高い方というのは、ちょっとその点数で見させていただきますと、170人のうち70名ほどがそういうふうに該当する方がいるというふうに見ています。障がい者の親の方にとっては、当然よく言われますが、親なきあとのというところで、その先の居住の場というのがご心配なところもあって、当然区分も取っていて重たい支援が必要な方ということでもあるのですが、待機者がいらっしゃる中でも、先ほど言いましたように新たな施設がなかなかできにくい状況では、選択肢の1つとしては受け入れ先としてグループホーム、そういうふうな重度の方も受け入れできるようところを増やしていくというの、重度の方の生活の場ということでは考えて、そちらに軸を置いて今やっているのがこの補助金でございます。

続きまして、めくっていただきまして11ページ、点字資料は32ページの中段になります。障がい者基幹相談支援センター事業ということで、圏域ごとに、新潟市内で4カ所ございまして、ご存知のとおり、一般相談からかなり複合的な課題もある方の支援、高齢者でいうと地域包括支援センターみたいな部分につないだり、支援に当たったりという調整役ですとか、あと日ごろそれぞれ支援、さっきの障がい者サービスを支援するのに計画相談事業所があるのですが、そちらの相談支援事業所の指導とか助言とかということもやっ

ている、今、名前としてはかなり普及して、皆さんもご存知で利用していただいているようなところがございますが、基幹相談支援センターの運営費でございます。この表にもありますとおり、相談実績として、今年度でいうと12月末まででも延べ1万6,000件ほど相談をいただいているほど、地域の方々からは利用されているところであります。そこにつきまして、引き続き運営費として支出しますが、ちょっと基幹相談支援センターの実情で言いますと、基幹相談支援センターはいくつか、今4カ所ありますが、基本的にはそれぞれ身体・精神・知的ですとか、それぞれ得意とするそれぞれの法人の方々から出向といえますか、来ていただいて、総合的な対応できる相談支援の拠点という位置付けになっていますが、さっき言ったように、実は私10年前西区にりましたが、そのときから今もなおずっと基幹相談支援センターに出向していらっしゃる方もいます。いわゆる法人からすれば、かなり幅広い業務を取り扱うところなので、基幹相談支援員の方は大変ですが、その経験は非常に今後活かせる部分であって、本来法人さんからすれば、またそういう経験をしてもらって自分のところの法人に戻ってきて、また法人の中でも障がい者のためにというところが、なかなか後任者がいないということもあってか、ずっと継続している状況もあります。そんなような中、昨年度は基幹秋葉の構成法人が、皆さんちょっともう人員的に厳しいので、3法人いたのですが、まとめて撤退をするということがありました。ということも受けて、今後持続可能な基幹相談支援センターというために、われわれは今年度もその基幹秋葉をどう埋めるかということも含めてだったのですが、複数人いる計画相談事業所の方々へは、われわれちょっと出向いてお話をさせていただいて、先ほど言ったように、法人さんとしてもそういう方がいったんそういうところでいろんな経験をして、学んだことをまたフィードバック、戻ってきていただいてというところのメリットもありますということも含めてご説明をさせていただきながら、今限られた法人さんだけではなくて、今後も継続していくためには、幅広く協力していただける法人さんを募っていかねばならないということで、そういう中で秋葉につきましては、今年度は市の職員が1人出向で行っていたのですが、それは1年限りということで、今後8年度から、しっかり当初の元の人数を満たすような、ご協力法人さんから手を挙げていただきまして、戻るような形になっておりますが、それで終わりではなくて、今後もそういう話がほかの圏域のところでもありうるということもあって、長くいらっしゃる相談員の方も定年みたいなところもあるわけで、そういうところを踏まえて、新潟市として持続可能な部分を幅広く今後も呼び掛けしながら、続けていけるように取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして12ページ、点字資料では36ページの下段になります。障がい者就業支援センター事業ということで、名称としては「こあサポート」ということで、お名前をご存じの方もいるかと思えます。総合福祉会館に設置しております、こちらの運営費の部分でございます。障がい者の自立した生活を担うために、可能である方につきましては就労という部分が大事な要素でございます、数字から言いますと、こちらにも書いてありますが、登録者数でいうと、全体延べでは2,200人ほど登録しております。そのうちここ何年か同じぐらいの数字ですが、その登録者の中で一般就労された方というのが、年間150人ほどになっています。実際のところ、どういうことをしているかということ、障がい者の方はまず登録にあたって相談、その方の障がいの程度とか特性とかの状況を把握して、そ

の方に合った就業先となると、今度企業さんの方とも、その方が可能な業務みたいな形で、例えば業務の切り出しですとかというところを丁寧にマッチングして、初めて雇用につながる。それもいったんつながったから「はい、じゃあ終わり」ではなくて、やっていく中でいろいろやっぱりずれてくるというのもあるので、その方が、定着というんですが、引き続き就労していただくために、そこのフォローといいますか、うまく回っていますかねとか、企業さんとか障がい者の方から、ちょっとこんなことで就労したのに困っているという部分の相談支援のフォローも、実際このこあサポートのほうでもしているというところで、1件あたりとても丁寧な支援が必要な分、7年度は支援員の方6名ですけど、なかなか件数が増えていかないというところも、その1件1件が丁寧にというところもありますし、企業側の理解というふうなことを理解いただいて、「うち、ぜひ」というところを増やしていく部分もしておりますので、なかなか雇用者数が急に上がったりするというのは難しい状況である中で、状況としては、令和8年7月から障がい者の法定雇用率が2.5%から2.7%に上がります。そのようなことも踏まえて、われわれ当然障がい者の方からは相談を受けてというところもあるのですが、やはり企業側の裾野、特に新潟市は大企業より中小企業がほとんどの中で、そういう部分にしっかり障がい者の就労のために体制をつくってというところが、なかなか中小企業さん難しいところがある中ですけれども、そこに向けて今までわれわれがやってきたことって、よく「こういう障がい者雇用のイベントがありますので、興味ある企業さん集まってください」って来てもらって説明するみたいなことがあったのですが、それではやっぱりなかなか今のような、そういう体制に余裕がないところは、そういう思いがあってもなかなか一歩踏み出せないというところもあったと思うんですね。今回、そこにもありますが、1人支援員を増やしまして、そちらの企業へ向けてのアプローチを、少し裾野を広げるという形でやっていくためにということで1名、次年度8年度から増やしてまいります。それでこあサポートだけではなかなか難しいので、本日いらっしゃいますが、ハローワークの方々と関係機関の方々と連携しながら、効率的にぜひとも、これは何のためかというところ、率を上げるのが目的ではなく、本当に障がい者の方の自立した生活を就労という形でするためにということで、その結果こういう率が上がるということでもありますので、そういう取り組みでぜひとも来年度拡充していきたいと思っております。

最後にめくりますと13ページ。点字資料では39ページの中段になります。(8)社会福祉施設等整備費補助金でございますが、書いてありますとおり、当初予算では0となっております。かっこして8年度だと3,915万円とありますが、例年、新潟市としては年度の途中で、今回では7年度の途中で国の補正に合わせて整備の補助金の要望を挙げて、今回3月にはその内示も受けました。江南区で設置するグループホームが対象になりますけれども、一棟。なので、予算としては繰り越しになりますが、7年度の予算を、予算化したのは7年度ですが、8年度に繰り越して、8年度中に整備を終えて補助するという流れになりますが、そのような形でグループホーム1施設、予算として、当初予算ではないんですが、8年度で執行する分としてあるので、こちらにも記載させていただきました。

そもそも要望の手を挙げるのをどうしているのかというのは、夏ごろに、われわれ新潟市のほうから全障がい事業をやっている法人さんに向けて、次に向けて整備とか考えているところがありますか、補助もしご希望がある方は手を挙げてくださいということで募

った上で、その内容を精査した上で、国に要望をあげているという流れでやっておりますが、今回そういう流れの中で、7年度の途中で予算としても予算化して、8年度整備をするというものでございます。

障がい福祉課につきましては、以上になります。続きまして、こころの健康センターからお願いします。

(事務局：こころの健康センター 福島所長)

こころの健康センターの福島でございます。それでは、私のほうから説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、報告事項(1)令和8年度障がい福祉課の予算のところの、こころの健康センターの部分、14ページからになります。点字資料で申し上げますと、42ページになります。お聞きいただけますでしょうか。精神障がい者地域移行・地域定着支援事業でございますが、精神障がいのある方がご本人の意向に沿って充実した生活が送れるよう、当事者、家族含めた保健・医療・福祉等各関連機関の連携のもと、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム、近年は「にも包括」と言われておりますが、この「にも包括」の構築をめざして体制整備を推進していくというものでございます。

具体的な取り組みといたしまして、1つ目、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるための協議の場として、この1番目になりますが、「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」を令和2年度から設置しております。この会では取り組み方針として、「孤立しない、孤立させない地域づくり、人づくり」、また「当事者、家族、支援者間のネットワーク」の強化を掲げております。年2回の全体会を開催するほか、3つのワーキンググループを設置しまして、取り組みを進めているところでございます。

令和8年度におきましては、まず人材育成班になりますが、地域の支援者向けの研修会、ピア活動班の、当事者やご家族向けの交流会および精神科病院での交流会を引き続き開催するとともに、3番目、企画調査班になりますが、みんなの居場所づくりを目的としたワークショップを開催してまいります。このワークショップでございますが、西区にございますNPO法人スペースBeさんが、社会貢献の一環として設置しているコミュニティスペースを拠点といたしまして、西区社会福祉協議会、スペースBeと協働で実施するものになります。障がいのある当事者の方、またご家族、地域住民、そして支援者、専門職で1回90分のワークショップを月1回行いまして、精神障がいのある人を含む、誰もが利用できる居場所づくりに向けた具体的な取り組みを検討し、その取り組みの実施と評価および検証を、新潟大学と協働で行います。精神障がい者のインクルージョンの視点から、地域共生社会の実現に向けた一助となるように進めてまいります。

なお、15ページになりますが、企画調査班がこれまで行いました調査の報告書の名称等を記載してありますが、これは市のホームページに掲載しておりますので、またお時間あるときご覧いただければと思います。

そして、2つ目になります。心のサポーター養成研修になります。これは、「にも包括」の構築に向けては、住民の方の理解や支えがとても重要であることから、令和4年度から、国の「心のサポーター養成研修」事業に新潟市も参加いたしまして、市民の方を対象に実施しております。令和4年から7年度までの4年間で、計272名の方に心のサポーター養

成研修を実施して、サポーターになっていただいております。これを令和8年度においても継続実施いたしまして、地域住民のメンタルヘルスの理解を深め、お互いが支え合える地域づくりに取り組んでまいります。

今後も、精神障がいのある方が安心して生活できる地域づくりと、精神障がいのある方が活躍できる機会づくりに取り組んでまいります。こころの健康センターからは以上となります。

(有川会長)

続けて、特別支援教育課、よろしく申し上げます。

(事務局：特別支援教育課 金田指導主事)

教育委員会特別支援教育課、金田でございます。座らせていただきます。令和8年度特別支援教育課の事業について、ご説明申し上げます。特別支援教育課では、共生社会の実現を目指すインクルーシブ教育システムの構築に向けた、特別支援教育の推進に取り組んでいきます。

資料16ページ、点字資料は50ページをご覧ください。事業の1つ目、個別の教育支援サポート事業です。配慮を要する幼児・児童・生徒を、就学前から学齢期、進学後までの切れ目ない支援体制の整備に向けて、個別の教育支援計画等の作成支援システムを、全市立学校園に令和6年度から導入して、今年度継続しました。令和8年度についても引き続き導入してまいります。特に来年度につきましては、これまで以上にシステムの活用ですとか効果的な使い方を、全市立学校園に広めてまいります。併せて、特別支援教育フォーラムの開催などを通じて、広く市民への特別支援教育についての理解啓発に取り組んでいきます。

続いて資料17ページ、点字資料は52ページ上段をご覧ください。事業の2つ目、巡回指導通級指導教室整備事業です。他校通級、いわゆる自分が在籍している学校ではない別な学校に行って通級指導を受ける場合、保護者送迎をお願いしています。そちらの保護者送迎の負担を軽減すること、またお子さんが別な学校に行くのではなくて、自分が普段生活している在籍校の慣れた環境で、安心して指導を受けられるように、通級指導教室について巡回指導、要は教員がいろんな学校を回って、お子さんは移動しないでその場で指導を受けるようにするという形の、通級指導教室を増設してまいります。令和8年度については、巡回先の通級指導教室を19校に設置します。また、今後も計画的に拡充し、通級による指導を受けたい場合に確実に受けることができるよう、取り組みを進めてまいります。

令和8年度も、これらの事業を通して、特別な支援を必要とする児童・生徒が、自分らしく学び成長できるよう努めてまいります。特別支援教育課からは以上です。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいま説明に対して、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。菊地委員、お願いいたします。

(菊地委員)

新潟太陽福祉会の菊地でございます。質問を2点お願いします。まず、障がい福祉課の(8)、社会福祉施設等整備費補助金について、教えてください。先ほど江南区でグループホームが整備されたとのことですが、これは建て替えとかではなくて新設でしょうか。また、短期入所を含めて定員は何名なのか教えてください。

(事務局：障がい福祉課 榎本課長)

少しお待ちください。すみません、お待たせしました。グループホームの定員は4名、建て替えではなく新築です。グループホームは定員4名と、ショートが2名です。視覚障がい等も含めた重度の方の受け入れを想定したグループホームというふうに聞いております。

(菊地委員)

ありがとうございます。あともう1点お願いします。特別支援教育課の(2)巡回通級指導教室整備事業について伺います。予算額を比べますと、令和7年と8年では、随分と減額されているように感じます。ところが下段の事業の内容を見ると令和8年度の巡回校数は増加しております。予算減額の理由が何かあるのでしょうか。それをお聞きしたいと思えます。

(有川会長)

では、特別支援教育課、お願いします。

(事務局：特別支援教育課 金田指導主事)

ありがとうございます。これまでですと、拠点校に職員を配置して、人件費にを使って、巡回校に回るようにしていたんですけど、来年度については予算限りがありましたので、5校については人件費といいますか、要は担当者を置けずに箱だけつくるところが含まれていて、その関係もあり減額になっています。

(菊地委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(有川会長)

ほかにいかがでしょうか。栗川委員、お願いいたします。

(栗川委員)

視覚障害者福祉協会の栗川です。今日いらしている方々の説明をお聞きし、その後も資料を拝見しまして、この間の議論の中で、障がい者という特別な人がいて、その人に対して何か恩恵的に施策をするということではなく、さまざまな市民の1人として障がいを持っている人がいて、そういう点ではあらゆる施策の中に障がいのある人のことを考えながらやっていかなければいけないのではないかと議論がされてきたと思うのですけれ

ども、そういう意味でさまざまな文化施策とかスポーツ施策とか、いろんな課の予算がここに上がっているということ自体はとてもよいことではあると思うんですけども、これらがすべてではないと思いますし、特にこの前、防災、能登半島地震以降の防災の面なんかの話とかもこの審議会に出たと思うんですけども、そういったことなどを含めて、今日この資料にどういう観点で障がい者施策予算としてピックアップして載せたのかということ、あるいは載ってないところはどういうふうなとらえ方なのかということをお聞かせ願えればと思います。

(有川会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 榎本課長)

ご質問ありがとうございます。今、ほかの課の説明はないですけども、ほかの課からもというところですが、防災あたりは、取り組みとしては災害時の要配慮者名簿の取り組みですとかというところは、障がい者に限らず、避難行動の支援が必要な方ということでの取り組みですけども、障がい者の方に限らずということをやっているところはありますが、今ここには記載はしていないところでありまして。今ここにあげている部分は、確かに観点からすれば、より障がい者の部分に特化ではないですけど、見えてくる部分の話を主にさせていただいているところでありまして。なので、それは裏を返すと、栗川委員言うように、ほかのところの事業でそういう方も含めて一般的にやっているものが、すべての市民の中に障がい者が含まれるという取り組みなので、ちょっとその部分で、そういう視点で今回のこの資料に向けて載せるというところの部分は、正直言うとなかなかその部分まで配慮といいますか、そういうところの考えまでなかなか至ってない中で、例年あげているベースを見ながらというところは正直あったところはあるので、今後、今のよう普段の中でも、日ごろの中で障がい者の方も含めて一般の方で、特に今抱えている市の重要課題についてというところにつきましては、今のそれこそ能登半島地震もあった中での災害時の取り組みですとか、そういうところは障がい者に特化したという取り組みはないという考え方で、ここには載せてないですが、ただそこは障がい者も含めた一般の市民の方もというところの視点も含めて、全部を細かくというわけにはできないと思いますけれども、ちょっとそのような部分は、今後今のお話も受けて、さらに配慮して考えて、構成をしていければというふうに考えています。今のところすみません。

(事務局：障がい福祉課 石原管理係長)

障がい福祉課管理係の石原と申します。私から補足をさせていただきます。この資料1につきましては、令和8年度の障がい福祉課の予算ということで、主に予算の資料となっております。ラインアップとしましては、金額の割と大きいものを明記してしまして、例えば去年と今年でどれだけの変化があったとか、こういったトレンドがあるかどうか、そういったものの説明を主にさせていただく資料として用意をしているというところで、例えば先ほどの防災という観点では、防災課という所属は載っていないわけですけども、例えば宿泊避難所を確保するために、災害の連携協定を結んだりする、あまり予算を要し

ないような取り組みというのも当然含まれておりますので、私たち障がい福祉課、こころの健康センター、特別支援教育課だけでなく、全庁をあげて障がい者の皆様のあらゆる場面の支援になるように、今後も努めてまいりたいと思います。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。栗川委員、いかがですか。

(栗川委員)

ありがとうございます。障がい福祉課がこの審議会の主管の課で、障がい福祉課から見て、全庁の中での障がい者関連と思われる予算、あるいはそれに関連する施策をピックアップしてここへ持ってくるという、そういう仕掛けだろうなというふうに思うんですけども、そういう点ではそういう立て付けというか、構造の限界があって、やっぱり障がい福祉課さんは障がい福祉課の自分たちの仕事があり、予算がありというところの中から、あとはその立場からほかの課を眺めるみたいなことになってしまうんでしょうけれども、繰り返しになりますけれども、やはり本当にありとあらゆるところに障がいを持っている人はいるし、ありとあらゆる政策にかかわってきて、ここの審議会でも選挙のときにどうだったかとか、いろんな話もさせていただきましたけど、本当に「犬も歩けば」じゃないですけど、とにかくいろんなところでバリアに出くわしたりして、困難があったりというところは、意識とかそういう面もありますけれども、具体的な支援が必要であるとかそういうこともあったりして、そういう点では、根本的にはこの施策審議会の構造そのものが今のままでいいのかというところの問題もあるんですけども、でも少なくともさまざまな議論が出てきているものに対して、できるだけ幅広く見て、ここへ提起して、新潟市の障がい者施策はこれでいいのかということがちゃんと議論できる形で、まな板の上にあげてほしいなということは要望したいと思います。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。とても大事なことかと思えます。やはりここで審議をしているわけなので、その辺の話はどう広がっていつているのかということと、どうしても縦割りのところでいろいろな制約制限というものはあるのはわかるんですけども、逆にそれがあるといことは、そこから先の部分のバリアの話も出ていたんですけども、そういったものについての考え方を結局強固なものにしてしまっていないかという、多分そうしたご意見も含まれていたかと思えます。また、今後もその点については、ぜひ議論をしていきながら、やはり施策にどう反映されていくかということ、しっかりとわれわれも見届けていく必要があるかと思っております。

ほか、いかがでしょうか。はい、石井委員、お願いいたします。

(石井委員)

パーキンソン病友の会、石井と申します。先ほどのところで、質問ではないのですが、グループホームの説明のところ、実際に今パーキンソンで1人暮らしをしている会員がいらっしやいまして、もう1人では生活が成り立たないと。1人で飲めなくなったとか、

転倒が多くなったとか、夜中だと動けなくなるとか。それでも施設に入りたいけれども、そういうところはお金がかかるということで、費用的な面でもいい場所がないということ。そういう人が何人かいるんですけれども、それは行政のほうも知っていますけれども、そういうメンバー。私も先ほどまでオフで、歩くのがやっとで、情けない歩き方していましたが、今ちょっと薬が効いてきまして、しゃべれるようになりました。こういう状態もあれば、まったく1人で動けなくなって、うちには車いすも当然置いてあるんですけれども、3分の1は車いす、3分の1は横になっている、3分の1は活動できる、そういうリズムがあるんですけれども。

でもそういうパーキンソンだけのメンバーを、俗に「オン・オフ」という言葉を使いますが、オンの人がオフの人を面倒見ることができるんですね。逆にオフの人はオンの人に助けてもらえればいいです。また家族の中にも、家族の方が応援をしてくれるんですけれども、なかなかやっぱり夜中に起こされるとかいろいろな問題もあったりして、最初は付き合ってくれるんだけど、奥さんもそういうこと、逆の立場もあると思うんですけれども、お互いの睡眠が損なわれてしまって、やっぱり大変だということで、いっそのこと独身でいてよという感じにいる人もいたりして。そういういろいろな、人には言えないような問題がみんなうちのほうで抱えている会員もいらっしゃる。そういうのをみんなから話を聞く。グループホームではないんですけれども、行政さんのほうで4～5人が集まれるような、みんなお金は出し合いますけれども、われわれも。そういうわれわれができる、会員同士ができることを生活の場としてやりながら、それでも限界がありますから、そのときにいろんな、介護保険だとか行政の手助けもしてもらいながら、新しいそういうモデルケースというか、やっているところもあるかもしれませんけど、そういうふうな、今パーキンソンの方も結構いい薬が出て、長生きするんです。生きがいという意味でも。今、IPSとかいろいろな希望ある話がいっぱい出ていますが、現実問題症状が進んでしまった人たちから見ると、症状がヤール3ぐらい、4ぐらいだったらまだIPSとか何とかなってくるんだろうけど。IPSも治るわけではないんでね。蘇生させるだけで。それ自体もすごいことなんですけど。まったく今まで駄目だと言われたのが、希望が見えてきた。ある一定の、重度になってくると、そういうのが来たとしても逆にどうやれば、がんのホスピスみたいに、どのようにして迎えるかという、1人だったら寂しいじゃないか、仲間と一緒に生活していけば。だからいろんなものをクリアできる、何かあるんじゃないかな。それこそこれまでの会員が解消、うちアパート出ねば駄目なんだけど、でも行くところもねえし、受け入れてくれるのにお金を送るしかないしと。現実にそういう人もいるんだなど。ちょっとどこで話していいかわからないので、話させてもらいました。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。今のご意見について、何かありますか。グループホームにかかわるところの話というだけではなくて、恐らく当事者同士が話をしているものを、またそこからアイデアのようなものが出てきたところで、どう行政に訴えていけるのか、そういったことも多少含まれていたお話かと思うんですけれども、このあたりいかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 石原管理係長)

はい、当事者の方4～5人集まれるような新しい取り組みというところで、今のところ具体的な案のようなものはないですけれども、例えばグループホームですとかで、支援を受けながら共同生活するというのも1つの方法かなというふうには思います。

あと、障がいを抱えており、高齢でなかなか生活が難しくなってくるといったことも十分考えられる中で、やはりご本人お1人だけとか、ご家族だけで支えていくというのも、なかなか大変な状況もあろうかと思えます。そのためにやはり福祉のサービスがあるというふうにご考えておきまして、お1人なり夫婦で生活をなさっていて、少し買い物が行けなくなってきたとか、家事がやりづらくなってきたなというときに、基幹相談支援センターですとか、地域包括支援センターに相談をいただいて、どの部分で公的なサービスが受けられるかどうかとか、それとも公的なサービス以外の面で何か使えるものがあるのかどうかということもお話しいただきながら、生活の質というか、そこを保ちながらよりいい生活をしていただくというふうなところが一番ではないかと思えます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、意見が出そろったようですので、このあたりで報告事項(1)を終了します。

(2) 第5次新潟市障がい者計画及び第8期新潟市障がい福祉計画・第4期新潟市障がい児福祉計画の策定について

(有川会長)

それでは報告事項の(2)第5次新潟市障がい者計画及び第8期新潟市障がい福祉計画・第4期新潟市障がい児福祉計画の策定について、事務局からお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 榎本課長)

では、続きまして計画についてのお話です。ベースとなる資料は、まず資料2でございます。そちらのほうに沿いながら説明したいと思っております。まず前提として、現在の計画が新潟市障がい者計画及び新潟市障がい福祉計画、そして新潟市障がい児福祉計画と、名称でいうと3つあるんですね。最初に言った新潟市障がい者計画というのは6年スパンのものでして、施策の方向性とか考え方とか、そういうものを記載していくもので、次にお話しします新潟市障がい福祉計画と新潟市障がい児福祉計画というのは、3年に一度見直しをしていく。6年の中の、さっき言った施策的な展開の中に、3年ごとにサービスの目標量ですとか、数値を目標値と掲げて、それを満たしているかどうかを検証していきながら、施策を確認していくというための計画なので、そういうふうな形で3つの計画が位置付けられています。ちょうどそれが6年ひと回りしたので、全部つくり変えるというのが、9年度からの計画なので、来年度8年度中に、その全体の6年間の計画と、そのうちの第1弾の半分の期間までの3年間の数値とか目標を定めていくという計画を、来年度、令和8年度に策定していくというスケジュールになっています。

その上で、ちょっと今のものと重複するかもしれませんが、まずは全体の6年間で満たす第5次新潟市障がい者計画です。第5次というのがこれからの名前です。今は第4次。第5次というのが、次の9年度からできる名前が第5次ということです。

まず、計画の位置付けというところを、その全体の6年間の計画でございしますが、お話をしますと、(1)計画の位置付けとありますとおり、ベースとなる国の動きとしては、障害者基本法に定めがあって、国の障害者基本計画というのを、国も定めなければいけないのですが、あと県も都道府県の障害者計画というものがあまして、そちらを基本として、県内で構成する市町村の状況を踏まえて、そのベースを基本にして、市町村の状況を踏まえてつくることというふうにされています。国のほうは、今そのサイクルというのが、令和9年度までの5年間だから、令和5年度からの5年間を、国としてのサイクルは5年間という計画になっていまして、それは今現在、来年度も含めて計画としてできているものなので、それが今お配りしています参考資料1というのが、「第5次障害者基本計画概要」ということで、国が定めている計画の概要というものになります。こちら、細かい国の部分全部説明はこの場ではし行いませんが、こういうことが国としての取り組むべき方向性みたいなのがうたわれているという意味で、あとでご確認をいただければと思います。それが参考資料1でございます。

その中からキーワード的にピックアップをしますと、障がい者差別解消の推進ですとか、アクセシビリティの向上ですとか、基本的な方向として出されておまして、障がい者に配慮した施設の整備ですとか、意思疎通支援の充実ですとか、障がい者の学びの支

援などが、主な重点的に取り組むべきというふうな位置付けをされた計画というふうになっています。詳細は、あとでまた参考資料1のほうをご覧くださいと思います。

市のほうの計画に話戻りますと、基本的な考え方ということで、点字資料は3ページの上段になります。今ほどお話ししました国の障害者基本計画ですとか、あとでお話しますが、今後行うニーズ調査などを踏まえるということになりますが、基本的な理念や施策の体系というものは、今が第4次となりますけれども、それは8年度までの計画ですが、現在の第4次障がい者計画を、基本的には継承しながら、新たなここまでに、さっきの国の計画もそうですが、踏まえるべき事項を加えながらというような形で、作成していくというふうに今考えております。

資料2の、続いて2ページになります。点字資料は4ページになりますが、先ほどちょっと触れましたニーズの把握につきましては、先ほど話したもう2つのほう、いわゆる具体的な目標などを定める第8期の障がい福祉計画ですとか、第4期障がい児福祉計画のニーズの調査と合わせて、前回3年前も実施したのですが、アンケートを実施する形でニーズの把握をしようと考えております。アンケートについては、また後ほどお話ししたいと思います。

続いて、その2ページのところに、2として、今言った6年間の計画ではなくて、3年間の計画、者と児の計画についてですが、点字資料については5ページのほうをご覧くださいと思います。この2つの計画ですが、こちらも最初に位置付けの話をさせていただきますと、障がい福祉計画である者のほうの計画については、今度はベースとなるのは障害者総合支援法になります。児のほうの、障がい児の福祉計画については、児童福祉法にそれぞれ定めがありまして、この者も児も、どちらの計画も、国が示す基本方針というものがありまして、そちらに即して策定するというふうになっています。また、児のほうの計画は、障がい者のほうの計画と一体のものとして作成することができるというふうになっておりまして、新潟市においてはこれまでもそうですが、者の計画と児の計画を一体として作成をしています。引き続き9年度からの計画、3年間のまずは計画ですが、それについても者と児、引き続き一体のものとして作成していきたいというふうに考えています。

何度もお話ししますが、その者と児のほうの計画は、各種サービスに関する数値目標ですとか、サービスの提供体制の確保のための取り組みについて定めるものとなっております。計画期間は、何度もお伝えしますが、6年間の全体計画の中の上期下期ではないのですが、3年間ごとに数値の目標を者と児の計画それぞれで定めていくというふうになっているものです。

続いて、この資料の3ページ(3)ということで、計画策定の基本的な考え方ということで、点字資料につきましては、8ページになります。先ほどお話ししたように、国から示された基本方針自身に即しながら、障がい福祉の施策の総合的な計画、さっき言った6年の障がい者計画との調和を図りつつ、これまでの市の実績や実情、アンケート調査等を踏まえて作成するというふうになっております。その中で、今国としては基本の指針ってどういうものかというところですが、それが、指針の見直しを国でおこなっておりまして、それがお配りしています参考資料の2でございます。これは資料の右上になりますが、8年1月19日付という厚労省の会議の資料でございますが、今の基本的な指針の

改正を今行っていますので、改正後の概要案というふうに、まだ途中ではございますが、1月19日で示されているのがこの参考資料の2というものになっています。

今言いました者と児の3年間の計画、本市の分については、8年度に策定ということで、次年度、8年度からの施策審議会の中で協議をしていくということになっておりますので、ただ今お話ししたとおり、国のほうの指針につきましては、こちらが一番直近のものでありますので、こちらのほうをまたあとでご覧いただきたいと思います。成果目標の主な見直しというのも、われわれそういう中で、この今の指針から、ですからわれわれも今指針に即してなので、指針から読み取っていくしかないですが、今までなかったものを次の計画に位置付けるものとしての部分としては、今参考資料に書いてあるキーワードを拾うことになるんですけれども、例えば今年度途中にサービスとして国が指定した、就労選択支援の提供体制の整備ですとか、その事業所の設置についてですとか、あと障がい児支援の提供体制の整備を強化するですとか、障がい分野だけではないのですが、そういう障がい福祉の人材の確保や定着などの成果目標の新設とかが、今のこの案のほうからも伺えますので、そのあたりはわれわれのほうの今度新しく作る9年度からの計画においても、踏まえて作成をしていかなければならないというふうに思っております。なので、参考資料には、国の今の直近の状況で、これを踏まえて8年度つくりますということなので、あとでまたご覧いただければと思っています。

続いて資料2に戻りまして4ページ、点字資料は11ページの上段になります。(4)として、先ほどお話ししたニーズ把握についてです。来年度当事者を対象としたアンケート調査の実施ですとか、あと必要に応じて関係団体事業者等へのヒアリングを行いまして、計画における、3年間の見込量とか成果目標をつくらないと駄目なので、その辺をアンケートですとか聞き取りなんかをしながら、計画におけるサービスの提供を見込めるような成果目標を反映させていきたいというふうに考えています。

ちなみに、今回の今つくられている計画については、3年ごとに者と児の計画をつくっていますので、前回から3年前でございますが、手帳所持者を中心に約5,000人、また特別支援学校の児童・生徒や児童発達支援センター、個々の利用者等の障がい児約600人の保護者等を対象にアンケート調査を実際行って、現在の計画をつくったということになっております。今さらに資料をお配りしているのが、その3年前の令和5年度に実施したアンケートが、参考資料3-1というのが者のほうの対象としたアンケートですし、参考資料3-2というのが児のほうの対象としてということで、保護者向けのアンケートというのがこの3-1、3-2でございます。

基本的には、この設問の構成など、今言いました3年前の部分と調査票を基本としながら、ですが先ほど言いましたように、国から新たに盛り込むように配慮くださいというところは、そこに加えながら必要な項目について追加修正をした上で、アンケートを実施したいというふうに考えています。例えば、今この中で先ほどの国の指針を踏まえてですけれども、項目の考え方としては、例えば就労に関する不安についてですとか、先ほど栗川委員からもありました、災害発生時の懸念されていることですとか、そういうあたりも新たな設問として、今の時点でわれわれとしては加えようと考えているものであります。

このアンケートは、当事者ニーズの把握、先ほど言いましたように、それがニーズですとか、支給量ですとか目標ですとか、定めるのを目的としたアンケートですので、障が

い者の福祉施策という形でいえば、個々の障がい特性や生活環境によって、必要な支援にかなり幅があるかと思えます。なので、当事者の具体的な意見を把握するということが、当然不可欠になります。一方で、限られた期間や体制であったりとかもそうですが、調査資源の中で有効な施策立案につなげるためにということで、より実態に即した分析、それが計画に反映させるというものですけれど、を可能となるために、対象をある程度明確にした調査を行いたいと考えています。ベースは先ほど言いましたように、お配りした3-1、3-1をベースにするということでございます。

一方で、障がい児福祉計画に関する保護者向けのアンケートの対象者につきましては、障がいのある児童や発達に特性のある児童の支援ニーズを、当然ですが的確に把握して施策に反映することを目的としていますので、対象を当該児童生徒及びその保護者に限定しているというところが一方であります。ですが、前回ご意見頂きましたが、普通学級に在籍しながら支援を必要とする児童生徒の声というの、中に手帳をお持ちでない方でもいらっしゃるというところがありますので、その部分については、普通学級にいなが併せて通われているということで、通級の指導教室を通じて、そこにもアンケートを取るという形で、そういう部分での取りこぼしというのはないような形で取り組みたいというふうに考えています。

ちなみにですが、通級指導教室というのは、普通学級に在籍しながら、発達特性や学習上の困難等で、応じた指導を受けるということが出来る通級サービスとなっておりますので、市内においても、小中学校の子どもさんの数が減る中ではありますが、特別支援学級在籍の児童生徒の数は年々増加しております。学校によっては複数の特別支援学級を設置する学校も増加しているという状況であります。そういう中なので、よりきめ細やかな対応をそこでは受けられるということで、特別支援学級ですとか通級指導教室を選択利用する方が、保護者が増えているから、その数も増えてきているというところもありますので、こちらの方々のニーズを、今言ったように、通級に通われているところの部分も含めたアンケートで、声をしっかり把握するという形で調査をしようというふうに考えております。

最後に、資料2の最後のページ5ページ、点字資料は14ページの中段になります。3として、次年度8年度で策定しますが、そのスケジュールが示されております。この施策審議会のほうで、計画策定時は確認、ご意見を頂きながら進めるということで、例年計画ないときは今年度のおり年2回でございますが、今のところ8年度は、記載ありますとおり、月でいうと7月、9月、11月、年明けた9年の2月、そして3月と、1年間で5回施策審議会を開催したいというふうに考えております。先ほどお話ししました国の指針も踏まえてということなので、その国の基本指針が示されたあと、それによりましてアンケートの中にその辺を踏まえたアンケート項目も加えまして、予定では5月から6月にかけてアンケート調査をしまして、ニーズの把握を行う予定としております。その後、9月から11月ごろにかけて、障がい者自立支援協議会にも意見を求めながら計画案を検討していきまして、最終的には12月に書いてありますが、パブリックコメントも実施した上で、2月のときには計画を承認していただくというスケジュールで予定をしております。資料に計画の話につきましては、いったん以上となります。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ただいまの事務局からのご説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。はい、栗川委員、お願いします。

(栗川委員)

ご説明ありがとうございます。基本的には4月以降の新しいメンバーによる審議会で、第5次の障がい者計画が審議されるということですので、今日はいわば要望ということになるかと思うんですけども、この6年間を振り返ってみると、コロナ禍もあったり、先ほどから言っているような地震があたりとかもありましたし、それから旧優生保護法に基づく優生手術の違憲判決が出たりとか、いろんな動きがあって、この6年間の審議会の中での議論の中で、さまざまな問題が議論されたところで、「そう言われても今の計画ではこういうふうな表現になっているから、今は直せないで、次期計画のときにはそれを反映させて直したいと思います」みたいな、そういう議論も多々あったかと思います。僕も覚えきれていませんけども、例えば「障がいの予防」という項目みたいなものは、やっぱり旧来からの障がいの個人モデルというか、医学モデルというか、もっと言えば優生思想的なものからそういう表記、表現がずっとされてきたのが残ってしまっているみたいな。施策の具体的な中身を見ると、決して優生的なものではない中身が並んでいるにもかかわらず、項目の表題にはそれが残ってしまっているみたいな事柄があって、そういったことも含めて審議会の議論がされてきたと思いますので、この間の議論を踏まえた上で、次の原案を作成するときに反映していただければというふうに思って、それを要望したいと思います。

(有川会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 榎本課長)

おっしゃるとおり、計画が6年とか、数字の目標はローリングなので3年ですけど、一回つくった計画は6年ということで、その当時でもつくる時6年先までどこまで読めるかというのもあったかと思います。そういう中で貴重なこの場で頂いたご意見、委員言われたように、じゃあそれ次回の計画で考えますという話なんかは特に含めて、こちらで議論していただいた内容はいろいろ見返しながら、反映できるものはさせていければというふうに考えております。

(有川会長)

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。菊地委員、お願いします。

(菊地委員)

新潟太陽福祉会、菊地でございます。栗川委員と同様に、次の年度にむけた要望になります。私は選出区分が、障がい福祉事業所の入所施設という区分から選出されております。その立場で発言させていただきます。現行の計画の基本理念および基本的な考え方の

中に組み込まれておりますが、次の計画にも「福祉人材の確保、定着」という項目に焦点をあてていただきたいと思います。利用者の重度化や高齢化が進む中、安心して暮らせる社会を築くための重要な鍵になるかと思えます。国の資料を見させていただくと、新規で、「人材確保や生産向上に向けたワンストップ窓口の設置」、「生産性向上に向けた関係者の連携を図る協議会の設置」などの記載があります。私には詳細はわかりませんが、先ほどの基幹相談支援センターの相談員の育成確保の問題、入所待機者が170名いることには課題が残っていると考えています。私どもが、今年度開設させていただいた入所施設でも、ベッドは空いているのですが、支援員の確保が及ばず、まだ利用予定の方を待たせているという状況が続いております。福祉業界だけの話ではないと思うのですが、人材の確保が今後も大きな鍵になると思います。次の計画の中でしっかりと方向を示していただきたいと思います、発言をさせていただきました。以上です。

(有川会長)

ありがとうございます。この件についていかがですか。先ほども少し話が出ていたと思いますけど。

(事務局：障がい福祉課 榎本課長)

今言われたように、障がいだけではないんですけれども、そこはやはり人の支援なので、いくらAIとか器具が一部ロボット化の補助金額になったり、一部はやるにしても、やはり一番人手がかかる。しかも障がいの分野って、1人1人が個別に違うとなると、なかなかスキルというか、数もさることながら、質というのも確保しなくてはいけない。今本当に私たちが抜本的に何ができるかというところはちょっとあるんですが、ただそういう話はしっかり声を市で取り上げることによって、われわれができることって、例えば国の話であれば、要望とかいう形になってしまいますが、それで全部どうかというのはないのですが、そういった声を出していく。新潟市でもこういう会議とか、例えば計画とかいうところにちゃんと取り上げていくというのが、1つの自治体の声だと思っんですね。そういうことで問題化して、すぐ解決策は、今人口が減っている中なのでなかなか抜本的にはないにしても、しっかりそこは課題だということで、日々やる活動といいますか、会議とかこういう計画とかいう中で声を出していく。そういう中で、声を出していく中で、国からなのか、自分たちでもやれることは当然やったいこうと思いますが、ということはやっていかないと、やっぱり解決の一步にもならないかなと思いますので、できる限りその部分は大きな命題というふうに考えてやっていければというふうに考えています。

(有川会長)

よろしいですか。ありがとうございます。この過去6年間で先ほどのコロナがあったり、地震があったりと、旧優生保護法の話も出ましたけれども、さまざまなことがたくさんあって、これから迎える6年間ということを考えていくと、今度は急激な人口減少と人材の確保という新しい局面がまたやってくるわけで、そうした中で計画を立てていくというのはなかなか先を見通してとか、過去のいろいろな問題をどう振り返っていくか、なかなか難しいところはあるんですけれども、ただ今もお話がありましたように、ここでしっ

かり議論をまずしていくというところをしていかなければ、未来も過去もないわけなので、やはりそういう点においてはこの審議会非常に重要な役割を果たしているのかなというふうにあらためて思いました。ほか、いかがでしょうか。田部委員、お願いします。

(田部委員)

新潟地区手をつなぐ育成会、田部と申します。厚生労働省の、参考資料2の中にあります見直しのところ、下のほうの⑦の「障害福祉サービスの質の確保」というところで、「就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載」というふうになっているんですけども、最近グループホームが本当に増えていまして、だけどやっぱりうちの会員の中で、会社とか株式会社のグループホームとか、やっぱり不安だという親がすごく多くて、実際入ってみたらどうなんだろうという意見がとても多いので、そういうところを市でしっかり、中身をしっかりチェックできるような体制をしていただきたいなと思います。以上です。

(有川会長)

ありがとうございます。すみません、お名前を間違えてしまいました。申し訳ございませんでした。いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 榎本課長)

これは、今現在も言ったとおり増えている中で、質って先ほども言いましたように大事な部分でありますので、われわれ日ごろ、当然事業所が立ち上げたいとなれば、国のルールに基づいて立ち上げたいと指定の申請をいただいて、われわれはそれを見てチェックをして、「満たしていますね。じゃあ事業開始できますよ」という中で、今の委員のような話はほかからも聞いていますので、ここにさらにガイドラインで、国とかでもう少し言及した、さらに質の確保をするためにこういうところまでとなれば、それに沿う形もありますし、われわれのところでも限りある資源、人材の資源もあるんですが、できる限りその質の確保は指定時とか、現地を確認するときとかというあたりで、確保をできる限りしていければというふうに考えています。

(田部委員)

ありがとうございます。

(有川会長)

よろしいですか。ありがとうございます。渡邊委員。

(渡邊委員)

新潟市障がい者地域自治支援協議会の渡邊でございます。今ほどのグループホームの件にもかかわってくるのですが、3月18日に協議会を開催しておりまして、今ほどのグループホームの件が、新潟市の地域自立支援協議会でも話題となっているところでございました。最近、新潟市内に日中サービス支援型のグループホームの新設が増加をしている

というところで、たくさん日中サービス支援型が市内にできる。その背景は、新潟市内にスーパーや医療機関がいっぱいあったり、もちろんバス電車も充実しているこの新潟市に、民間のグループホームさんが日中サービス支援型として指定を受けています。

空室があるときには、新潟市内の利用者さんだけではなく、他市町村の方も多く新潟市内にできる日中サービス支援型のグループホームに集まってくるという状況が、情報としてあがっておりました。

その日中サービス支援型ですが、重度の方を対象に入居するのですが、短い期間で退所するケースが多くみられます。グループホーム側が支援困難ということで、結局他市町村からグループホームに入所した重度の方が短期間で退所し、そのまま新潟市内で地域生活を開始するというケースが最近多く見受けられているというところが、地域の課題としてあがってきております。

この課題について、自立支援協議会では、グループホーム支援力強化というところで、各区の協議会の取り組みを実施していこうという方針を出しているところでございます。また、計画相談の相談支援専門員さんの支援力の向上や、日中サービス支援型のグループホームを協議会の会議の場で評価するのですが、その評価方法をどのようにしていくか、しっかり日中サービス支援型グループホームの支援力を見ていこうというところを、3月18日の協議会では話をしております。

もう1点、施設入所者の地域移行という課題もあがっておりました。個別ケースからあがってきた課題ですけれども、70歳代の身体障がい1級の方、障がい支援区分6の施設入所者の方が、50年近く入所していた。この方が、施設を出て生活してみたいという希望があったのですが、そこの入所施設の職員や、区の協議会で検討した中では、地域ではなく、介護保険施設、有料老人ホームへの退所という、施設間移行という発想になっておりました。ただ実際この方は施設を出たいと言っていて、別に老人ホームに行きたいということなのかどうなのかとか、これって結局入所施設の職員が、もしくは地域の支援者が地元の社会資源を知らないから施設から施設へ。施設から地域へという発想に至らないんじゃないか、もっといろんな有効活用できるような社会資源を知っていれば、施設入所者が地域で生活するというイメージがどんどん湧いてくるのではないかと。今現在地域移行の視点の高まりが足りていないのではないかとというような課題が出てきているようなところではございました。

このような自立支援協議会、年に2回開催し、個別のケースから地域の課題を集約して、課題解決に向けた取り組みを実施していく。直接解決するのはなかなか難しいんですが、地域がネットワークを組んで課題に対して解決に向けて動くというところがございます。

この資料2で、5ページにある地域計画策定スケジュール案にも、地域自立支援協議会、例年10月と3月に2回、新潟市の全体会を開催するのですが、地域のニーズを集約する大事な会議でもございますので、この次期計画策定をためには自立支援協議会のほうの集約された課題のほうも、アンケートももちろん大事なんですけれども、地域の課題というところでぜひとも反映させていただければと思って発言させていただきました。以上です。

(有川会長)

ありがとうございます。意見と、あと情報提供を今頂いたかと思えます。自立支援協会のほうの議論等もここで反映できていくような形も、しっかりとしていけばいいというふうに思っております。これまでのお話の中でも、質の話というところは議論としてできているのかなと思えます。グループホームは地域移行の中で非常に重要な役割を果たしていくということだと思っておりますが、なかなかそこをどういうふうに今後質の担保をしっかりとしていくのかというところが、かなり貴重なご意見等あったのかなと思えますので、ぜひまた少し議論を深めていければと思います。

(渡邊委員)

この状況が続けば、恐らく居宅介護のヘルパー不足ですとか、日中活動の通所先の定員がどんどん減っていくというところが考えられるかなというところが、見えている課題でございます。

(有川会長)

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。ございませんでしょうか。それでは、この辺りで報告事項を終了いたします。

4. その他

(有川会長)

次に、その他になりますが、事務局から何かございますでしょうか。いいですか。はい、ありがとうございます。

それでは令和7年度第2回新潟市障がい者施策審議会、これで終了となりますが、委員の皆さんの皆様におかれましては、それぞれのお立場でお気づきのことがあるかと思えます。あるいは日常の中でお考えのことがあるかと思えますので、お手元に「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙がございますので、そちらのほうに現状を踏まえた意見なり、あるいは提案についてお書きいただいて、提出いただけましたらと思えます。

それとまた次年度に行うアンケート調査に関しても、ご意見等ございましたら、そちらの用紙のほうにご記入いただいてご提出いただくか、新潟市障がい福祉課までメールもしくはファックスにてご連絡いただければと思えます。

また、冒頭でもお話ありましたけれども、今月末の3月31日をもちまして、3年間の委嘱期間が終了となり、現在の委員で行う会議は、本日これにて終了、最後ということになります。来年度以降再任される方もいらっしゃると思えますけれども、今年度退任される委員の皆様につきましては、これまでのご尽力まことに感謝申し上げます。

皆様にはお忙しいところ、長時間にわたり会議にご出席していただきまして、大変ありがとうございました。それではマイクのほうを事務局にお返しします。

5. 閉会

(司会：障がい福祉課 長澤課長補佐)

ありがとうございました。有川会長、長時間に渡りまして進行いただき、ありがとうございます。また委員の皆様からも活発なご発言をいただき、まことにありがとうございました。

以上で、令和7年度第2回新潟市障がい者施策審議会を終了いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございました。